

札幌市資料館の使用に関する事務取扱要領

(平成 26 年 4 月 1 日 観光文化局長決裁)

最終改正 平成 30 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市資料館条例（平成 17 年条例第 110 号。以下「条例」という。）及び札幌市資料館条例施行規則（平成 26 年規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づく札幌市資料館（以下「資料館」という。）の使用の承認等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用申込の受付時期)

第 2 条 資料館の有料施設の使用申込の受付を開始する日（以下「受付開始日」という。）は、使用を希望する日の属する月の 12 か月前の月の初日（1 月にあつては 4 日）とする。ただし、当該月の初日が土曜日、日曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、その翌日以後最初の休日等以外の日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用申込を受け付けることができる。

- (1) 指定管理者の業務又は事業に使用する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体の実施する事業に使用する場合
- (3) 準備に相当な期間を要する全国的又は全道的な規模での実施と認められる事業に使用する場合
- (4) ミニギャラリー全室を使用する事業に使用する場合
- (5) その他市民文化局長が特に認める事業に使用する場合

(受付方法)

第 3 条 受付開始日の午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に所定の受付場所において使用申込をした者については、抽選を行い、その順位により使用を承認する日時を決定する。

2 前項に規定する受付時間を過ぎて使用申込をした者については、先着順により使用を承認する日時を決定する。

(使用の条件)

第4条 ミニギャラリーは、休館日の翌日から次の休館日の前日までを単位として使用させるものとする。ただし、特段の事情があると市民文化局長が認める場合はこの限りでない。

(使用の取消し又は変更)

第5条 有料施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、札幌市資料館使用（取消・変更）申込書（様式1）を提出させるものとする。

2 前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、札幌市資料館使用（取消・変更）承認書（様式2）を交付する。

(使用料の減額又は免除)

第6条 条例第5条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。ただし、使用期間が12日を超える事業を行う場合は適用しない。

(1) 国の機関、地方公共団体又はこれらが参加する団体が主催する事業であって、資料館の設置目的に寄与する事業を行う場合

(2) 指定管理者が主催し、又は共催する事業であって、資料館の設置目的に寄与すると認められる事業を行う場合

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が使用する場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 研修室で授業等を行う場合

イ ミニギャラリーで当該学校が主催する全市的規模と認められる展覧会又は展示会を行う場合（条例別表備考第1項又は第2項に該当しない場合に限る。）

(4) 市内の裁判所、検察庁又は弁護士会が主催する事業であって、市民を対象とした法及び司法に関する学習機会の提供に寄与する事業を行う場合（条例別表備考第1項に該当しない場合に限る。）

(5) その他、市民文化局長が公益上特に必要があると認めた場合

2 使用料の減免額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号の場合 所定の使用料の全額

(2) 前項第3号及び第4号の場合 所定の使用料の2分の1の額

(3) 前項第5号の場合

その都度市民文化局長が定める額

(使用料納入の特例)

第7条 規則第2条第3項ただし書きの規定により使用料の使用後の納付（以下「使用料の後納」という。）を認める場合は、国の機関、地方公共団体又はこれらが参加する団体の使用する場合とする。

2 使用料の後納を認めた場合は、使用後に納入通知書を発行する。

3 使用料の後納を認めた場合において、使用者の都合により規則第5条第3号に規定する日を経過して使用の取消しの申込みがあったときは、次条第1項第2号に規定する還付額の考え方に準じて、使用料の全額又は一部を直ちに納付させるものとする。

(使用料の還付)

第8条 条令第6条ただし書きの規定により既納の使用料を還付する場合の還付額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由によって使用不能となった場合又は公益上やむを得ない事由が生じたことにより有料施設の使用承認を取り消した場合、既納の使用料の全額。

(2) 使用する日の15日前（ミニギャラリーを使用する場合にあっては、使用する日の60日前）までに使用の承認の取消し又は変更を申し込んだ場合であって、これについて相当の事由があると認められるとき。取消しの場合にあっては既納の使用料の2分の1の額、変更の場合であって使用料が減額となるときにあっては当該差額。ただし、条例別表備考第1項又は第2項の規定による割増額及び備付物件の使用料については、使用開始時刻までに申し出た場合に限り、全額を還付するものとする。

2 使用料の還付を受けようとする者には、札幌市資料館使用料還付請求書（様式3）を提出させるものとする。

(使用料の追徴)

第9条 前条第1項第2号の変更を認めた場合であって使用料が増額となるときにあっては、既納の使用料に当該差額を追徴するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
- 3 第６条ただし書きの規定は、平成３０年３月３１日以前に使用申込をした事業については適用しない。

様式 1

札幌市資料館使用（取消・変更）申込書

年 月 日

（あて先）札幌市長

住所又は所在地

氏名

（団体にあっては、団体名及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり施設の使用の（取消・変更）について申し込みます。

記

使用目的（展覧会、行事名など）	
（取消・変更）の理由	

	（取消前・変更前）	変更後（取消の場合記入不要）
使用する室		
使用日（曜日）		
使用料		

使用料追加料金	※	円
---------	---	---

使用料還付金額	※	円
還付金振込先	金融機関名	銀行 本・支店
	預金種別	1 普通 2 当座
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

札幌市資料館使用（取消・変更）承認書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記のとおり使用の（取消・変更）を承認します。

記

使用目的（展覧会、行事名など）	
（取消・変更）の理由	

	（取消前・変更前）	変更後（取消の場合記入不要）
使用する室		
使用日（曜日）		
使用料		

使用料追加料金	円
---------	---

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

札幌市資料館使用料還付請求書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所又は所在地

氏名

(団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

電話番号

別添承認書のとおり使用の(取消・変更)が承認されましたので、下記により使用料の還付を請求します。

記

使用目的(展覧会、行事名など)	
(取消・変更)の理由	

	(取消前・変更前)	変更後(取消の場合記入不要)
使用する室		
使用日(曜日)		
使用料		

使用料還付金額	円		
還付金振込先	金融機関名	銀行 本・支店	
	預金種別	1 普通	2 当座
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名		

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。